

2022年度 事業報告

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

2022年度は次の事業を実施した。

① 研究発表会、講演会の開催(定款第5条第1号)

- ・第63回通常総会
2022年6月25日(土) 千葉県 幕張メッセ
会長 河合 啓介
- ・第63回日本心身医学会学術講演会
2022年6月25日(土)～26日(日) 千葉県 幕張メッセ
COVID-19感染対策としてオンデマンド配信も実施した。
オンデマンド配信 2022年7月15日(金) 正午～8月15日(月)
テーマ 心身医学の原点とこれからの使命
- ・第8回心身医学合同セミナー
2023年3月11日(土) Web開催 申込者16名
- ・神経性過食症に対する認知行動療法(CBT-E)研修会
(日本心身医学会、日本心療内科学会、日本摂食障害学会合同ワーキンググループ)
第22回日本認知療法・認知行動療法学術大会でのワークショップ(神経性過食症
に対する認知行動療法)参加者への三学会認定の研修会修了証の発行を行った。
(2022年11月13日(日) ライブ&オンデマンドワークショップ)

② 学会誌、学術図書の刊行(定款第5条第2号)

- ・学会誌「心身医学」を下記のとおり発行した。

発行年月日	巻	号	発行部数
2022年 5月1日	62	3	3,000部
〃 7月1日	62	4	3,000部
〃 9月1日	62	5	3,000部
〃 11月1日	62	6	3,000部
2023年 1月1日	63	1	3,000部
〃 3月1日	63	2	3,000部

- ・英文誌「Bio Psycho Social Medicine」を発行した。
(2022年1月～12月の掲載状況：論文26編)

③ 研究及び調査の実施(定款第5条第3号)

- ・専門医制度委員会を中心に、専門医制度の体制を整える準備を行った。
- ・心身医学の専門施設による共同研究を行った。
- ・医療対策・保険委員会で、2年後の診療報酬改定提案に向け、心身医学療法の増点やCBT診療報酬加算等について内保連に予備申請の資料を提出した。

④ 研究の奨励及び研究業績の表彰(定款第5条第4号)

- ・第20回池見賞(1名)及び第36回石川記念賞(1名)を表彰した。

⑤ 認定に関する事業(定款第5条第5号)

・専門医試験及び認定更新審査

- 1) 第6回日本心身医学会・日本心療内科学会合同心療内科専門医試験
(申込者31名、受験者26名、合格者21名、保留(書類再提出)1名)
日時:2022年12月18日(日)実施/会場:東京大学医学部教育棟セミナー室
認定期間:2023年2月1日~2028年1月31日
- 2) 第13回専門医認定更新及び第26回認定医認定更新審査
第13回専門医認定更新審査 対象者52名(承認32名、更新保留12名)
第26回認定医認定更新審査 対象者28名(承認24名、更新保留2名)
認定期間:2022年8月1日~2027年7月31日

・認定医療心理士 講習会・試験及び認定更新審査

- 1) 認定医療心理士講習会
認定医療心理士講習会については、単独の事業としては実施せず、学術総会内でワークショップとして実施した。
- 2) 第19回認定医療心理士試験
2023年2月18日(土)試験 申込者1名 合格者1名
認定期間:2023年4月1日~2028年3月31日までの5年間
- 3) 第13回認定医療心理士更新審査
対象者18名(合格者10名 更新保留6名 辞退2名)
認定期間:2023年4月1日~2028年3月31日までの5年間

⑥ 関連学術団体との連絡及び協力(定款第5条第6号)

- ・日本医学会の分科会として活動し、定例評議員会へ出席した。
- ・日本医学会連合の加盟学会として活動し、定時社員総会に出席した。
- ・日本学術協力財団に学術団体会員として調査協力を行った。
- ・内科系学会社会保険連合の加盟学会として活動し、社員総会へ出席した。
- ・日本心理医療諸学会連合の加盟学会として活動した。
第34回大会はリアルタイム配信・一部オンデマンド配信で開催された。
- ・日本医療安全調査機構の社員である日本医学会の分科会として医療安全活動を行った。

⑦ 国際的な研究協力の推進(定款第5条第7号)

- ・第19回アジア心身医学会は、COVID-19 感染拡大のため2年延期され2022年8月23日~24日ロシア イルクーツクにおいてオンラインで開催され参加した。
- ・第26回国際心身医学会世界会議(the 26th World Congress of the International Congress of Psychosomatic Medicine)は、2022年9月7日~9日米国ロチェスター大学にて対面で現地開催され参加した。

【附属明細書】

2022年度事業報告には、事業報告の内容を補足する重要な事項は特にないので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は作成しない。